

資料紹介

郵政博物館蔵「癸亥 寛保三年 日記 三番」(飛脚問屋・嶋屋佐右衛門日記  
第三分冊〔「宿駅日記」第三分冊〕／「寛保三年 定飛脚日記三」)

史料解題

今号でも前号に引き続き、飛脚問屋・嶋屋佐右衛門の日記を掲載する。本史料は大坂の飛脚組合・手板組の江戸会所である飛脚問屋・嶋屋における日々の重要事項を記録したものである。今回の翻刻分は嶋屋の日記の第三分冊にあたる。嶋屋や本史料の概要・史料名称等については、本紀要第五号(二〇一四年三月)を参照されたい。

これまでと同様、今回の翻刻で底本としたのは、郵政博物館において「宿駅日記」との史料名が付与されている史料である。「宿駅日記」は和綴本計十二冊からなる。今回掲載するのは、同博物館のデータベース上に資料番号「SBA/0020/613」として登録されている史料である。この史料の表紙を見ると、「宿駅日記」とだけ記された題簽が左端に貼られており、また、「駅伝ノ部」「癸寛保三年亥六月吉日 宿駅日記」「六冊三」と書かれた郵便博物館の蔵書票が表紙下部に貼付されている。この表紙をめくると本来の史料の表紙と思われる部分が現れ、掲載にあたってはこれを表紙とし、史料名もこの記載によった。ちなみに、第一分冊・第二分冊では史料に「日用留」という表記がなされているが、第三分冊以降は「日

「駅通志料」を読む会

記」という表現がなされている。

すでに前号までに記した通り、「宿駅日記」には、明治期にこれを筆写したと思われる同内容の「定飛脚日記」と題された史料が存在する。今回の翻刻分に相当するのは、郵政博物館のデータベース上に資料番号「SBA/0022/1313」として登録された史料である。「定飛脚日記」は「駅通局」の文字が入った罫紙に筆写され、和綴製本されたもので、今回掲載分と同内容の史料の表紙には、左側に「寛保三年 定飛脚日記 三」と記した縦長の題簽が貼られている。この題簽の下部には郵便博物館の蔵書票が貼付され、ここには「郵便博物館図書第一八七号」「第八函」「五架」「駅伝ノ部」「寛保三年 定飛脚日記」「十二冊三」と記されている。また、表紙中央には四角い付票が貼付され、そこには中央に「駅通局庶務課編輯係章」という朱印が押され、「和第二百卅六号」の番号と「共十二冊」の文字が記されている。この付票の上部には大きな四角い題簽が貼られ、その左端には「第卅七帙入十三冊之内」との朱書きがある(十三冊とあるのは、同一の帙に別の史料が一冊入っているためである)。また、この前表紙の裏には「駅通局図書 和 第二六三号 共一二冊」との記載のある付票が貼付されている。なお、第一分冊・第二分冊には史料本文冒頭部分に、「駅通局図書章」の文字のある大きな朱印が押されていたが、本史料には

見られない。

翻刻にあたっては、これまで行ってきたように、底本に加え、写本である『定飛脚日記』とも対照し、適切な解読を心掛けた。また、『東京市史稿』(産業編第一五〇、東京都、一九七二―一九七六年)には本史料が採録されているが、全文翻刻ではなく省略箇所が存在し、写本を底本としているので原本と比較すると文字の判読について多くの異同が存在する。『東京市史稿』と重複する部分<sup>①</sup>についても、これまでと同様に「宿駅日記」と対照し、比較検討を行った。

本史料の解読と校正作業もまた、従来と同じく、「千葉古文書の会」の隅田孝氏を中心となり、同会の青柳整、尾出恒廣、小川昌造、亀井道生、城戸淳子、古川和市の各氏が、「駅通志料」を読む会という作業グループを組織して行った。作業を進めるに当たっては、物流博物館の玉井幹司が事務局を務め、最終的な校正作業に参加した。

原稿作成に際しては、やはりこれまでと同様、山本光正氏に懇篤なご指導を頂いた。記して御礼を申し上げます。

以下、今回の掲載史料の内容について、簡単に解説を行いたい。

本史料は、寛保三年(二七四三)六月中の記載から、延享元年(二七四四)三月までの記載からなっている。史料冒頭部分の内容は、同年閏四月九日夜に起きた芝・宇田川町における飛脚荷物盗難事件に関するものであり、これは前号に掲載した第二分冊末尾の記載に続く内容である。

本史料に記載された主な記事は、この「宇田川事件」の顛末と、第一・第二分冊にもみられる下り酒問屋仲間からの飛脚賃金値下げ要求への対応、いろいろな飛脚荷物の輸送事故に対する対応、飛脚問屋・山田屋八左衛門の江戸の飛脚問屋仲間への加入問題、などであろう。

「宇田川事件」とは、飛脚問屋仲間が共同で運営していた早物会所<sup>②</sup>で仕立てた早飛脚の荷物が盗難に遭った事件を発端とし、盗賊として捕縛された者の自供から、本来は仲間の定めにより継早飛脚<sup>③</sup>では禁止されていた金子の封入が行われていたことが発覚したというものである。取り調べに対し飛脚問屋側が申告した封入金額が、捕縛された者の自供した額よ

り少額だった点も問題となった。史料に見るように、この事件では山城屋宗左衛門が「町内へ御預け」となり、山城屋の家業は仲間一同で勤めることとなった。これは山城屋が月行司にあたっていたこと、また山城屋が金子の封入を意図的に行っていたためと思われる<sup>④</sup>。この事件がきっかけとなり、本史料第四分冊に詳述されるように、延享元年(一七四四)六月に道中奉行所より継早飛脚の禁止が申し渡されることになる。本史料の延享元年三月三日条および同八日付「覚」には、町奉行嶋長門守祥正から仲間の「掟帳式冊」の写しと道中送り状の写しを提出するよう命じられた旨の記載があり、また本史料末尾の三月付樽屋役所宛提出文書なども、その関連と考えられる。

本史料でも、下り酒問屋仲間からの賃金値下げ要求が出され、その対応について記されている。十月五日条に「錢段々下直」になったため、一割の引き下げを要請されている。これは手板組(嶋屋)だけではなく、競争相手の山八(山田屋八左衛門。大坂屋営業停止中のため江源組の江戸相手を勤めた)にも伝えられた。これについては、八頁下段の亥十月「乍憚口上書ヲ以申上候」に飛脚側の口上書があり、そこには元文の貨幣改鑄以降の為登金輸送の際の飛脚賃銀の変遷がまとめられている。飛脚側の言い分は、道中の治安悪化や人馬不足などにより経費が嵩むので、前年五月に値下げをしている上にこれ以上の値下げは受け入れがたいというもので、結局この件はここでは沙汰止みとなっている。

飛脚荷物の輸送事故対応についての記載であるが、盗難事件以外の出来事を史料掲載順に記すと、正月四日に大坂を出た永井伊賀守(直陳・武蔵岩槻藩主)屋敷宛荷物の切解と対処の不手際に関する件、十二月二十八日付村山三右衛門宛詫び状に見られる荷物紛失事故、十一月晦日付大丸屋正右衛門宛の詫び状に見られる荷物遅延事故、二月十日付酒井雅楽頭(忠恭・上野前橋藩主・大坂城代)内中嶋七右衛門宛詫び状に見られる誤配事故がある。この内、永井伊賀守屋敷宛荷物の切解の一件は、飛脚荷物の輸送実態を知る上で参考になる。また、輸送事故ではないが、一〇頁下段の松平遠江守(忠喬・摂津尼崎藩主)屋敷への七月一日の提出文書は、嶋屋と和泉屋が数年間出入りしている同屋敷に対して出した「御状箱八日限」の賃

金の見積金額を、「御荷物八日限」の賃金と取り違えていたというものである。荷物は一貫目につき銀七匁五分の金額だが、一貫目以下の重量の荷物を前提としていないため、書状の入った状箱を荷物として送れば経費倒れとなるとしている。屋敷では飛脚問屋・十七屋にも相見積りを取っているが、情報は筒抜けで十七屋では三割高く見積もりを出すことで話がすずに出来上がっている。同三日付の提出文書に一貫匁以下の荷物について賃金の記載がある。

大坂屋茂兵衛営業停止後に、大坂屋に替わり大坂・江源組合の江戸相仕を勤めることとなった山田屋八左衛門は、古くは仲間内であったが、この時には除外されていたため、仲間への再加入を求めようになつた。本史料では十月十三日条の記載に始まり、加入証文案やその後の交渉過程が記されるが、仲間加入が認められたのは寛延三年(一七五〇)のことで、さらに町奉行所の公認を受けたのは翌年七月か八月の頃であるという。この時、延享三年(一七四六)頃に赦免を受けていた大坂屋茂兵衛もまた、仲間への再加入を公認された<sup>5)</sup>。

以上、簡単に主な記事について紹介したが、その他、『東京市史稿』掲載以外の記載として、七月十日条の中川仁兵衛の仲介による「二、三百両」の融通を、いせ屋七郎兵衛から資金を調達して行っている件(中川仁兵衛は上方酒造家の江戸差配人で、その仲間寄合である住吉講の一員。本史料第二分冊には「中河」とある。本紀要前号九七頁参照)、板倉式部(福島藩主)家督相続に伴い、「御料理可被下由」として八兵衛(手板組の長嶋氏、五代目伊兵衛と思われる<sup>6)</sup>)が佐右衛門として十二月十日に屋敷に出向いている様子、三月十五日夜半に物置蔵の失火を起こした住吉講差配人の松本治助(前記本史料第二分冊九六頁には次助とあり)の一件などがある。松本治助失火の一件では、嶋屋から喜右衛門(手板組の河内屋武田氏、二代目喜右衛門。「家声録」に「酒問屋・伝馬町辺能取入たり、新川辺にてハ外二組合もなき程におほへたり」とある<sup>7)</sup>)ほか計七人が駆けつけ、翌朝には喜右衛門が勘六を連れて見舞いに出向き重箱を届けている。店・蔵とも別条なかったため、主家である大坂の酒造家へは内密にしたい旨、治助から同じ住吉講の差配人である岡田安兵衛(本紀要前号九六頁参照)

を通して嶋屋に申し入れがあった。しかし他から情報が洩れては嶋屋の落ち度となるため、嶋屋では喜右衛門が動き、上方酒造家への為登金輸送を行う嶋屋と山田屋八左衛門両名宛てで、住吉講行司から口上書を得ている。住吉講については、三月十三日条に、住吉講参会の際、「かけ金此方へ御預け被成由被仰」との要請があり、これを了承した旨が記されている。住吉講に限らないであろうが、いずれも得意先の荷主と飛脚問屋との関係、飛脚の業務内容を考える上で興味深い。

〔駒通志料〕を読む会 事務局 物流博物館・玉井幹司記

- (1) 今回掲載分と『東京市史稿』の重複する部分は以下の通り。「早荷物盗難 飛脚問屋処罰」(産業編第一六、二六七～二七二頁。ただし本項目の冒頭部分分は前号掲載の第二分冊末尾に記載)、「附記」飛脚荷物賃金(同、二七七～二七八頁)、「酒問屋飛脚賃値下交渉」(同、三一八～三二〇頁)、「飛脚問屋荷物延引訛書提出」(同、三二六頁)、「山八飛脚組合加入証文提出」(同、四〇六～四〇八頁)、「島屋酒井家御用ヲ出願」(同、四二二～四二三頁)、「状箱屋敷取違一件赦免」(同、四二四～四三〇頁)。これらは史料中に散在する関係箇所について抜粋して同内容ことにまとめたものである。なお、『東京市史稿』に採録されていない箇所は以下の通りである(一ツ書きの数字は省略)。「□久兵衛儀、祝儀在之候」(九頁上段)、「三番町、由申遣候」(九頁下段)、「七月廿八日夕」条(九頁下段)、「亥十月十三日」条(八頁上段)、「浅草、差上物なし」(八頁下段)、「本田(多)兵庫頭」条(七頁上段)、「亥極月廿八日、村山三右衛門様」(六頁上段)、「子正月廿六日、引合申候」(六頁下段)、「二月七日、右之義付」条(三頁上段)、「亥正月十四日出、従前」(三頁上段)以下全文。

(2) 東海道をメインルートとして輸送を行った江戸の三度飛脚系の飛脚問屋八軒が、早便物(速達便)を共同で輸送するために元文六年(一七四一)に設けた会所。この会所については、飛脚問屋仲間の現存最古といわれる同年の定書に、その設立と運営方法が記載されている。この定書の全文は「定飛脚発端日記」に記載がある(児玉幸多編『近世交通史料集』七、吉川弘文館、一九七四年、四七七～四八〇頁。同書は以下「史料集」と略記)。早物会所の設立は、八軒仲間の一軒である大坂屋茂兵衛が早便物の輸送において主導権を握ろうと画策し、寺社奉行牧野越中守貞通との繋がりが後の盾とする中で大坂屋に有利な形で実現したものである。しかし、その後の大坂屋の営業停止後も会所は引き続き存続した。これについては前号の解題でも簡単に触れた。宇野脩平「十八世紀なまごころの飛脚業」(『比較文化』第八号、東京女子大学附属比較文化研究所、一九六二年二月)参照。

(3)

道中に継所を設け、飛脚が独行してリレー形式で継送る早飛脚。この継早飛脚については、註(2)の八軒仲間の定書のほか、本史料第二分冊の五月十三日条の記載から、その概要を窺うことができる。なお、盗難にあつた荷は早物会所で仕立てたものであるが、その実際の通送を行った「七軒早走り之者」(本史料第二分冊、前号掲載史料九六頁。この時は大坂屋が営業停止中なので仲間の飛脚問屋は七軒)は、越前屋八兵衛の飛脚権六で、この越前屋八兵衛は江戸六組飛脚仲間の日本橋組に属していた。七軒仲間の飛脚に六組の者を用いていたことがわかる。前註宇野論文、「六組飛脚屋旧記 坤」(『史料集』一〇九頁)。ただし、「島屋佐右衛門家声録」の記載では、「森山町若さや忠右衛門といふもの、つき(継)早勤し処、うた川町にてぬすまれ」(『史料集』一八頁)と記している。これは翌年に継早飛脚が禁止となった際に、若狭屋忠右衛門の継早飛脚がやり玉に挙げられたため、混同したものであろう。宇野脩平氏執筆の日本通運(株)『社史』(一九六二年)前編第一章第二節では、同氏前掲論文と異なり、「家声録」を踏襲した記述となっている。

(4)

「島屋佐右衛門家声録」(『史料集』一八頁)には、山城屋が行司であったため「御預り」になり、嶋屋も「相行司」で同じ取り扱いになるべきところ、「名ぬし其外も聞損し、常体到家業せり」と記している。第二分冊末尾の記載では、金子が封入されていることを知らなかった嶋屋は行司ではあるが「外飛脚屋共と同事」となったと読めるがやや疑問が残る。

(5)

註(2)宇野論文。  
藤村潤一郎「島屋佐右衛門家声録について」(『交通史研究』第一四号、一九八五年)、「島屋佐右衛門家声録」(『史料集』二八頁)。

(7)

## 凡 例

資料の翻刻にあたっては、原文書に忠実に活字化することを原則としたが、通読の便を考慮して次のような処理をした。

- イ 異体字を含め漢字は原則として常用漢字を適用した。常用漢字にならないものは原文のままとした。なお、貫を意味するメは貫と表記した。
- ロ 明らかな誤字は、初出のみ本文中の( )内に正字を示し、または右傍に(ママ)とした。
- ハ 脱字は本文中に( )または(□□脱カ)で示した。
- ニ 変体仮名は原則として現行の字体に改めた。ただし、助詞として用いられる江(へ)、茂(も)、与(と)、而(て)、者(は)、之(の)、ハ(は)、ニ(に)、ニ而(にて)は残した。
- ホ 合字(より、等)は普通字体に改めた。
- ヘ 踊り字は、漢字は「々」、仮名は「ヽ」、「ゝ」とした。
- ト 最小限の並列点(・)や読点(、)を付した。清濁は原本のままとし、ふり仮名については煩瑣なものは省略した。
- チ 割書きについては煩瑣なものは一行に改めた。
- リ 虫損・汚損等で判読出来ない文字については、字数の判るものは□□で示した。
- ヌ 重複した文字、文章には右傍に(衍)と示した。
- ル 貼紙、異筆等は「」で示し、( )内にその旨を示した。
- ヲ 闕字は一字明け、平出は改行した。
- ワ 引用の書簡・証文等の前後に一行挿入した。
- カ 編者の加えた注は( )で示した。

(表題)

「癸 寛保 三年

日 記 三番

亥 六 月 吉 日」

亥六月より子三月迄

乍恐以書付奉願上候

一 飛脚屋六人之者共申上候、去ル閏四月九日之夜、早飛脚荷物紛失仕候付、御吟味之上、私共中間之内、山城屋宗左衛門儀町内へ御預ケ被為仰付候、依之其節より宗左衛門飛脚家業私共方ニ而相勤罷在候、就夫宗左衛門儀家内大勢之厄介養育仕兼、乍恐重々難義至極仕候付、宗左衛門母 御慈非(悲)之義奉願度由、私共方へ数度相頼申候へ共、私共より御願申上候儀恐入奉存罷在候、然共宗左衛門母達而相頼候付、恐至極ニ奉存候得共、宗左衛門母 御慈非奉願上候、御免被成下者、私共一同ニ難有仕合奉存候、以上

寛保三年

亥六月

十七屋孫兵衛

木津屋六左衛門

京屋儀兵衛

嶋屋左右衛門

ふしミ屋五兵衛

いつミ屋甚兵衛

御奉行所様

右之趣御願罷出候節ニ而、北さ屋町名主へ相断候得共、不被致合点候付、相止候

一 六月廿五日、山城屋宗左衛門迄七軒共御差紙来候而、御召ニ而籠(牢)屋詮義在之候趣ハ、盗賊白状候ハ、金子五両在之候と申上候由、然所山城屋方より申上候ハ、金壹両壹分入御座候と申上候、依之員数相遣

(違)候付、外六軒之内ニも入遣(違カ)候覚無之哉との御尋、いづれも無之段申上候へ共、弥覚無之候へハ、七人共ニ入籠いたし吟味との御事、夫故其節入遣(違カ)候状箱書状類之出主方吟味仕候筈也  
一 六月廿八日二七軒より一紙ニして申上候ハ、閏四月九日盗人被召捕、御吟味上、金高相違ニ付吟味被仰付候故、町方・御屋敷方共吟味仕候所、左ニ申上候と申書付出候、則十七屋方よりハ、松平甲斐守様御屋敷より状箱ニも金子入不申と申御断也、又いつミ屋方ニハ、酒井修理大夫様御屋敷より出候御状箱之内ニ、金壹両ト銀六匁分入申由、其外家中状入候へ共、国元へ出立申者も在之候付難知候と御役人様被仰候と申書付也、山城屋方よりハ、唐人参座より出候金一両一分入より外ニ金子ハ無之由申上候、木津屋・京屋・ふしミ屋・嶋屋、此四人方より出候節、封状計金子入一切無御座候段申上候  
右之趣相認候へ共、仲間相談ニ而掛り与力様御宅へ差出置候、跡より被知候ハ、可申参候と被仰候由  
一 六月廿八日ニ手前得意江人廻し申候ニハ、閏四月九日ニ出候早状ニ金子入無之哉尋ニ廻し候

閏四月九日出早便ニ為差登候ハ封状計、金子入ニ而ハ無御座候、為念左ニ印形致遣し候、已上

亥六月

石渡八右衛門

岡本四郎兵衛

炭屋喜右衛門

唐麦七兵衛

伊藤久兵衛

長嶋次郎兵衛

升屋源四郎

鑑屋徳兵衛

槌屋次兵衛

播磨屋新右衛門

竹河彦左衛門

山た屋八左衛門

長嶋十郎兵衛

乍恐書付を以申上候

一 飛脚屋七人之者共申上候、閏四月九日夜差出し申候継飛脚荷物奪取候

盗人被召鋪(捕)、御吟味被仰付候所、右荷物之内ニ金五両有之、配分仕候旨申上候付、毎度御吟味之金高相違仕候故、当廿五日私共御吟味被仰付奉畏、早速私共御屋敷様方・町方共、其上書状御出し被成候御方江銘々相廻り、又々入念とくと承届ケ候趣左ニ申上候

一 左内町和泉屋甚兵衛申上候、私御請合申候

酒井修利(理) 大夫様御状箱、先達而申上候通、金子入と御差札ニ茂無御座、勿論私方より通帳ニ金子入与申請取不仕候得共、此度御吟味候付、御状箱之内ニ若金子入御状御座候哉と御尋申上候処、御役人中被仰聞候者、其節差札ニハ金子入与申儀書付不致相渡し候得共、家中より指出し候書状之内ニ、金壹兩ト銀六匁分入レ遣候、此外之書状者金銀入ニ而ハ無之由被仰候、尤御状御出し被成候御家中方之内、国元へ御供ニ御越被成候方茂御座候由被仰聞候付、右之外ニ茂御状之内へ金銀入り申候哉難計奉存候得共、右之金銀より外ニ御入り不被成候由、御役人中茂被仰聞候

一 室町式丁め十七屋孫兵衛申上候、私御請合申上候

松平甲斐守様御状皮篋之内ニ、若金子入御状御座候哉と御尋申上候処、則御役人中御吟味被成候処、金銀者一切入不申候由被仰聞候、尤此外書状差出し申者方へも相尋候所、金銀入者一切無御座由申候

一 北鞘町山城屋宗左衛門申上候、私請合申候唐人参座より出申候御用御帳入油紙包箱壹、大封状式通、紙包小状箱式つ御渡し被成候、此度相尋候処ニ、書状共方々より多分被相頼遣候得共、先達而申上候金壹兩

壹分入之御状箱一對より外ニ者、金銀入ハ一切無御座候由、御役人中御申被成候、然共状箱之内、方々より頼状多く御座候段御申候間、万一右書状之内ニ金銀入有之候哉、其段計かたく奉存候、此方御代官様方・町方共ニ書状主江入念相尋候得共、金銀者一切入不申候由御座候

一 京屋弥兵衛・木津屋六左衛門・嶋屋佐右衛門・伏見屋五兵衛、四人之者申上候、私共請合候書状者、其節書付差上候通、封状計ニ而御座候得者、此度御吟味候付、又々右書状差出候者江入念相尋候処、毎度申上候通り金銀入書状者一切無御座候由申候

右之通相違無御座候、以上

寛保三年

亥六月

左内町

和泉屋甚兵衛

代与兵衛

室町式丁メ

十七屋孫兵衛

代武兵衛

北さや町

山城屋宗左衛門

代作兵衛

本石式丁メ

京屋弥兵衛

岩附町

木津屋六左衛門

せと物町

嶋屋佐右衛門

金吹町

伏見屋五兵衛

代忠兵衛

左之通松平遠江守様へ、いつミ屋甚兵衛・手前兩名ニ而願候

乍恐書付を以奉願上候

一 御屋敷様飛脚御用、数年私共へ被為 仰付難有仕合奉存候、此度御願申上候儀ハ、飛脚直段御吟味被遊候節、御状箱賃銀八日限下可仕候処ニ取違、御荷物八日限と仕候義ハ、私共無調法ニ奉存候、然共御屋敷様よりハ八日切付合御荷物と御出シ被遊候段御尤之御儀奉存候、惣而御荷物壹貫匁ニ付七匁五分ニて御座候得共、壹貫匁之内ニ御座候而ハ、右七匁五分之割合ニてハ參不申候、八日限之物御荷物之賃銀ニ而為差登申候ハ、殊外損金相掛り難義至極仕候間、右之段被為聞召訳、此已

後八日限物御状箱賃銀にて被下置候者難有仕合ニ可奉存候、以上

亥七月朔日ニ御屋敷へ差出し候処、十七屋方へ賃銀聞合在之候付、  
三割も高ク書出し申積二十七屋被致候筈也

一 □久兵衛儀、鹿嶋次郎兵衛殿・堀留兩人より世話ニ而、はせ河町大門  
通ニ木屋甚兵衛と申酒商売、親父ハ小田原町肴屋ニ親方在之候仁にて、  
此所幸之段被仰候付、則六月廿九日夕しるし遣候

酒五斗樽 釣台ニ成ル  
錫式連 金貳兩 帶地代として

右之通、ほりとめ五兵衛才領にて持参いたし被申候、人足ほりとめ半  
兵衛内平助子共・孫次郎、貳百文ツ、祝義在之候

松平遠江守様御用向直段御吟味在之候而、左之通申上候

乍恐貴報申上候

昨日御口上書奉拝見候、然ハ御荷物之儀、壹貫匁より内之物ハ付合御  
荷物と御書印、則賃銀壹貫匁之割合ニ而引下ケ、御直段付可申之旨被  
仰下、其儀ハ先達而申上置候通、六拾匁迄賃銀貳匁、夫より三百匁迄  
賃銀五匁、夫より上ハ(以下本文欠)、但し九百九拾匁迄百匁ニ付壹  
匁分増被仰付可被下候、尤壹貫匁より前々申上候直段ニ而御用被仰  
付被下置候様奉頼(願)上候、已上

七月三日

いつミ屋甚兵衛

嶋屋左右衛門

石川伝大夫様

金沢岡右衛門様

七月四日ニ松平遠江守様御屋敷より申来候ハ、願之通可申付との事ニ  
候、五日ニ御役人中へ礼ニ参候

石川伝大夫殿へ七月十一日二いつミ屋・手前より  
羽織地一ツ進上仕候

三番町

松平主馬様 本仕

本多丹下様

小川町

一 七月十日ニ中川仁兵衛殿より金貳・三百兩大嶋へ用立具候様ニと申来  
候而、いせ屋七郎兵衛殿にて百五拾兩相調、十日ニ借り遣候、尤来  
十四日迄利金三分之由申遣候

一 八月二日朝、早荷物盗取候者貳人、飛脚屋中引渡(引廻カ)し、品河  
御仕置相成候

一 七月廿八日夕、久兵衛長谷河町へ被参候、送り清兵衛・半七・茂兵衛、  
五兵衛被参候、明より手前より久兵衛方へ見廻遣、使計也、葛籠貳荷・  
たんす壹・重たんす一ツ、是者廿五日夕前より遣候

一 寛保三亥閏四月九日夕、芝宇田川町ニ而早荷物盗申候者、右新助・足  
から長八兩人、同七月廿一日ニ御仕置ニ罷成候、鈴ヶ森ニこくもん(獄  
門)ニ掛、右閏四月九日早物之内、山城屋宗左衛門儀ハ金子入候ニ付、  
中間申合背候ニ付、御とかめニ合、手代作兵衛共町預ニ罷成候、其節  
手前行用(司)たりと言とも、別而御とかめも無之候

右荷着同八月十八日ニ七軒不残御召御差紙、十七日夕ニ来候、十八日ニ  
罷出、被為仰渡候趣

一 継飛脚之儀、是迄致来候といへとも、御太(大)切之御証文等入候荷  
物、夜中ニ飛脚壱人差遣候事、七軒之者共一同之無念ニ候

一 山城屋宗左衛門儀ハ歳十五歳未滿、若輩者故万端手代作兵衛取行為致  
候、作兵衛儀自分計ニ而、中間申合ヲ背、早物之中へ金子入候段重々

不埒之致方、依之飛脚屋奉公御構、宗左衛門より隙遣し候へと被仰渡候

一 繼飛脚之儀、自今随分入念相勤可申、御太切之御証文等入遣、此上間違在之候者無念ニ可相成、夫共急便ニ遣度由申候者、相對ヲ以可致候

一 山城屋宗左衛門、唐人參座より請負候金子ハ、中間の法ヲ以相弁と被仰渡候

右之通荒増奉承知候、以上

亥八月十八日

一 亥十月十三日、七間屋行司次番山城屋宗左衛門殿へ相渡シ申候、右參会在之候節、山八手代嘉兵衛・天王寺屋次右衛門殿被參候而御頼之義、先達而木津屋殿行司段々御願申上候通、何卒御相談之上、中間一同ニ被成被下候様ニと被願候所、手前宗介挨拶ニハ、成程致承知候、先今日之義新宅へ移り申候故、一切外々用事今日者不申出候積り、併御(申)出之通、中間へ披露可致候段申遣候(而)帰り被申候、銘々内意承候所、何茂一同之義可然候様ニも被申候へ共、右之訳故其分ニて取リ不申候、追而相談在之筈

いノ十月十三日夕宗介申候

一 亥ノ十月(十)五日、酒店問屋參会、茅場町いせや多兵衛殿方ニて在之候所、其御御見舞申上候所、翌十六日中橋へ行司渡り、岸田屋安兵衛様高嶋喜三郎殿方ニて被仰渡候者、錢段々下直相成り候故、賃銀過分之事ニても無之、一割引下ケ候様被仰候故、此方申上候ハ、御尤成義ニ御座候へ共近年道中筋当所・上方とも何角失墜等多ク、先状別格ニ仕立、過分物入多御座候故、何分御用捨被成被下候様ニ御願申上候へハ、尤ニ候へ共、惣參会ニて何茂被申候故、何れとも訳相立候様ニ御申被成候付、先罷帰り相談仕候而、御返答可申上旨申上候、山八方も右之通被仰渡候よし、天満屋殿噂被申候

下書ノ直段、金百兩十一日かへノ時  
四貫貳百五十文かへ相場

浅草

一 板倉式部様御家とく御相続、依之亥十二月十日ニ御料理可被下由、村雨八郎左衛門様・浅井清左衛門様・大川新左衛門様、此三人より手紙參候、八兵衛(「佐右衛門ニ成」と右に書入あり)參申候、翌十一日、御家老天野宗右衛門様・長谷川平左衛門様、御用人新家弥一右衛門様・佐た権兵衛様、御まかない方江坂忠八様・岸ノ義右衛門様、西山太左衛門様・近藤吉兵衛様、前書之三人衆中メ拾壹軒へ御礼ニ八兵衛參申候、尤御上へ御祝義差上もの可致や相尋申候へとも、無用ノ由ニ而差上物なし

乍憚口上書ヲ以申上候

一 御登せ賃銀之儀、錢段々下直ニ罷成候ニ付引下ケ申様ニ被仰付、御尤之御儀奉存候、違背不仕早速御請申上候筈之御儀ニ御座候へとも、近キ頃ハ諸方共不用心ニ御座候ニ付、御当地道中筋・上方共ニ悉ク増人ヲかけ、諸造(雜)用過分余慶か、り申儀ニ御座候、其上御聞及之通、道中宿々人馬不足ニ御座候故、馬支等度々御座候ニ付、増錢大分か、り、其上定之日限ニ上下共往來不仕、御用難弁候ニ付、近年御状之分、上下共格別ニ仕立、八日ニ御届ケ申上候、是等之儀も思召之外入用掛り、飛脚殊之外困窮仕候、御仲ケ間様御登せ金之儀ハ、伊丹・池田・佃良(鳥)・西宮・灘辺其外在々ともニ直届ケ仕候ニ付、諸か、りも御座候故、先年より御了簡ヲ以、外々様賃銀より直段能被仰付被下候所ニ、去年五月御吟味之上、金百兩ニ付賃銀拾壹匁ニ致候様ニ被仰付、其節御一同ニ私方へ御用被仰付被下候儀ニ御座候故、違背難仕御請申上候、折を窺、御願も申上度奉存罷在候所、右之段被仰渡、迷惑至極も御座候得とも、大切之ものニ御座候故、造用等過分か、り、畢竟此御影ニ而私共大勢渡世仕候義ニ御座候、御仲ケ間様より賃銀御下ケ被遊被下候へハ、又々諸御得意様方悉ク下直ニ罷成候ニ付、私方ニ而ハ至而難儀ニ罷成候義ニ御座候

一 金銀御吹替以来、金百両賃銀拾三匁ニ被仰付被下候所、錢高直ニ罷成、其上諸入用多クカ、り申候ニ付、賃銀御増被下候様ニ段々御願申上候所、未(元文四年)正月十日大御参会之上、金百両賃拾五匁、銀壹貫匁賃九匁式分、荷物壹貫匁ニ付八匁、右之通被仰付被下候得とも、其折節錢も又々次第第二引下ケ申候ニ付、右被仰付被下通ニハ御払不被下候、やはり下地之拾三匁替ニ而相勤来候、然ルニ右申上候通、去年五月御吟味御座候而、拾壹匁替ニ被仰付候、此上又々是非引下ケ申様ニ被仰付候ハ、違背可仕品ハ無御座候得とも、諸方共入念諸事丈夫ニ仕、御影ヲ以商壳体無滞相続仕度奉存候、宜御了簡被遊是迄之通ニ被仰付被下候様ニ奉願上候、以上

寛保三年

嶋屋佐右衛門

亥十月

手板組中

酒御問屋

御行司様

一 大行司中橋へ差出候、茅場町組・呉服町組・せともの町組御行司方、其外へも右之趣御頼置申候  
十一月十日、かやは町於いせ屋増御参会有之、其節御被落(披露)被成被下候所、御他用も有之、此義ハ先当年中其分ニ差置候様ニ被仰付候旨、高嶋喜三郎様より被仰渡候

一 本田(多)兵庫頭様道中御相印五拾七枚相揃、亥十二月十四日ニ宗助持参、田中伝兵衛様へ相渡申候、林郷左衛門様へも右之段申上置候、板御相印三枚ハ先達而川喜右衛門持参致、納置申候

一 亥(子)正月四日出ニ大坂多徳(多田屋徳右衛門)方より永井伊賀守様御屋敷へ御状固壹ツ来候処、津国屋方より天満屋便ニ送り被遣候所、御屋敷絵符ニ上包いたし、嶋屋左右衛門様と在之、江戸着同十三日ニ泉甚方より相届候所、右絵符ノ訳不改候而手代与八御状固繩切解、内状も解、驚人候而元ノことと認候、然所本多様へ参候御状一封入残し、

其訳相知かたく、内より出候哉、又ハいつミ屋より外ニ持来候哉、其程不覚ニ付、いつミ屋方へ尋ニ遣候へハ、本多様御状ハ手前より毎度相届申候、定而大坂より手板荷と被存候、此方もいまた取込故吟味成かたく、此方より相届可申候間置帰候様ニ被申候付相渡候、帰候而扱右御状固十三日夕方封印なし、有増認候而左之通之断書いたし候、久兵衛・長兵衛兩人遣候

乍恐書付ヲ以御断奉申上候

一 当月四日出ニ大坂従 御城内洪紙包御状固壹ツ御出シ被遊、則只今到着仕、外ニ御届ケ御荷物等も御座候而、解取积仕御届可申上と奉存候処、右御状固御封印損申候而奉敬(驚)入候、何卒右包御内見被遊被下候而、宜御宥免被成下候ハ、難有奉存候、右御頼(願)申上度、乍恐書付ヲ以奉申上候、何分ニも御免可被下候、已上

子正月十三日

嶋屋佐右衛門 印

御役人中様

右之通書付差出候処、先帰候而、明日手代差越候様ニとの御事故罷帰候、翌朝宗助遣候所、右状之内目錄二本多様へ御状在之候へ共見へ不申候間、其段大坂へ可尋遣候、追而此方より可申と在之候付、十四日ニ又願申候写左之通

乍恐書付を以御願奉申上候

一 先達而御願申上候無調法之儀、大坂表へ此度被仰遣候之段奉承知候、併乍恐此義大坂表ニ而ハ曾而間違之筋無御座候御事奉存候、上方御尋被遊候御儀御用捨奉願上候、何分御当地江着仕候上之無調法之義御座候、前以御願申上候通、到着其儘外々御届ケ御荷物等も数多之御儀御座候へハ、早速解取积仕候節之間違と奉存候、何分ニも於上方間違之筋毛頭無御座奉存候、此段御慈非之上御免被遊被下候ハ、難有奉存候、以上

子正月十四日

嶋屋左右衛門 印

御役人中様

右之通相認久兵衛遣候所、何分大坂へ可尋遣候間、重而此方より可申と被仰候故、差控罷在候へ共、最早返答時分故、又左之通申上候写

乍憚口上書ヲ以御願申上候

一 先達而御届申上候御状固ニ付、無調法之儀大坂表へ被為 御申上候之段被仰渡候処、達而御願申上候ハ、却而恐多奉存候而、無是非指控罷在候、何分私方無調法御座候間、御慈非之上御免被下候ハ、難有奉存候、大勢之者ニ至迄、此義難義奉存候御儀御座候、乍恐幾重ニも御慈非奉願上候、以上

子正月廿五日  
御役人中様

嶋屋佐右衛門

右之通相認宗助遣候へ共、兎角大坂より返事在之候、迄相待候様ニとの事故、願置帰候

一 亥極月廿八日・九日、二<sup>(マ)</sup>三度飛脚六右衛門願遣候写

書付ヲ以御断申上候

一 当九月廿二日出ニ京都松屋清左衛門様へ紙包巻ツ御登せ被成候、則私方へ請取差登せ申候処、京都ニ而目錄引合候節見江不申、依之道中筋相尋出し、何卒御届申上度奉存候内、御吟味被下候、其後所々詮義仕候へ共、何分相知不申候、殊御取次御状も入御座候由、旁以難義千万奉存候故、尔今相尋候得共、右之仕合御座候間、御取次物之御方様へも右之段宜被仰遣候而、幾重ニも御了簡之程奉願上候、以上

亥十二月廿八日  
村山三右衛門様

嶋屋左右衛門

一 亥十一月卅日ニ、大丸屋正右衛門殿へ咤(詫)仕候写

乍憚口上書を以御願申上候

一 先達而從上方下り荷物、於京都大黒屋庄次郎御請負申上、私方迄差下申候処、其着早速御届可申上候筈之処、私方心得違ニ而此方ニ留置、暫及延引候、尤御吟味被下候御儀御座候へ共、右間違ニ而御返答申候付、京都大黒屋庄次郎方御吟味之上、則御用向被召上候由、外実旁難義仕候段申来候而奉驚入候、此義ハ庄次郎方ニ存候義ニ而ハ無御座候、私方ニ而心得違候無調法之儀御座候間、何分ニも庄次郎方前々之通御出入仕、御用向相勤候様ニ被為仰付被下候ハ、私迄も忝仕合奉存候、御当地御店御出入之義も庄次郎方より申越、只今御用向私方江被仰付、外聞旁大悦仕難有奉存候得とも、庄次郎此度難義仕候儀乍憚遠察仕候而ハ、私御出入仕候ニ御引替被下候而成共、庄次郎方之儀御用捨被成下、御出入仕候様ニ幾重ニも御咤仕度、乍憚口上書ヲ以奉御願申上候、何卒此段京都御支配人方様迄成共宜被仰遣、双方無難ニ相濟、御用向被為仰付被下候様ニ御執成奉願上候、以上

亥十一月晦日

嶋屋左右衛門

大丸屋正右衛門様

一 子正月廿六日より嶋屋新右衛門伝馬町廻候ニ付、行司大和屋三郎兵衛殿方へ左之通書付出張候

口上

前以御参会之砌申上置候組合嶋屋新右衛門儀、当廿六日より御町内相廻し申度候、初而之義故、御断申上度如此御座候、以上

子正月廿四日

嶋屋佐右衛門

手板組中

太物御行司様

右之通御断、尤両売場へも口上計ニて御断申入候、廿六日ニ不殘判鑑配り引合申候

一 亥正月中旬酒井雅楽頭様登御用願候写、則五文字屋殿より下書来候而御役所へ五兵衛持参候

乍憚書付を以御願申上候

一 大坂より御当地へ下り飛脚御用之儀、先年関口治左衛門様御先御用ニ付、大坂へ御登被遊候節、御吟味之上私相任津国屋十右衛門ニ被為(仰)付被下置、只今迄無間違御用相勤来り、冥加至極難有仕合奉存候、其節此表より大坂江之飛脚賃銀御定直段無御座候付、直段書付相認差上候様ニ桜井伝吉様・服部儀右衛門様被仰付候付、直段書付相認差上候へハ、私方落札ニ御座候由被仰聞候、然共伏見屋五兵衛義ハ数年御出入仕候者故、私方直段ニ而先此度ハ伏見屋五兵衛方へ被仰付候由御申渡被遊候、若此已後伏見屋五兵衛方不承都合之義も御座候ハ、私方へ被為仰付可被下置旨、右御兩人様より被仰渡候付、其後達而御願も不申上候、然所旧冬より和泉屋甚兵衛・伏見屋五兵衛と兩人江御用被為仰付候由奉承知候、右申上候通、先達而御願上候御縁も御座候私義ニ御座候間、縦一ヶ月ニ御状一通宛成共登り飛脚御用被為仰付被下置候ハ、商壳体之飭りにも相成、外間実儀無此上難有仕合奉存候、右之段被為聞召分ケ、上り飛脚御用奉願上候、以上

嶋屋佐右衛門

御役人中様

一 子正月廿九日ニ於七軒会所、山八加入之相談在之候、則加入証文写左之通

一 札之事

一 私義先年御仲間一統ニ申合組合罷在候処、廿ヶ年已前享保十巳年、親八左衛門京都伊豆蔵屋又左衛門与申合、御仲間妨之儀御願申上候所、御取上ケ無御座、依之其節より御仲間御除被成候付、諸用之儀是迄御仲間へ相頼、家業相勤メ罷在候、然所此度大坂表江戸屋源右衛門組合

引請、一分ニ相勤候へ共、諸用事不勝手多、難儀至極仕候付、各方七軒御組合之内江差加り度旨相願候処、何れ茂御得心之上、此度御加入被成被下忝奉存候、然上ハ七軒御仲間古来より御勤メ被成候古法之儀、少茂相背申間敷候

一 此度御加入被下候付而ハ、御仲間御定法之通急度(貼紙の下)○相守可申候(以上五字見せ消ち)、(貼紙)「相守、勿論私儀ハ不及申、大坂江戸屋源右衛門組合ニ至迄も申聞せ、我儘成義致させ申間敷候、惣而」惣而得意方へ不埒之儀を申立、直段等高下を致、糴(糴)取申儀堅ク仕間敷候、万一新規用事申来候者、其段御仲間江相尋可申候、尤得意方ニ付而ハ、是迄組合之者共手引を以私方江引請候儀御座候得共、已来左様之儀一切仕間敷候事、(貼紙)「右之通二月四日ニ寄合書加、今夕山八方へ見せ可申之由、取次木六、行司ハ十七屋」(前出と同じ貼紙に併記)

一 早物一件、前々より御仲間江相頼来候処ニ、大坂江戸屋源右衛門取組仕候付、若狭屋忠右衛門方へ差遣候得共、向後御仲間江一統ニ加入仕候上ハ、縦封状一通ニても、会所より外江一切差出し申間敷候、勿論道中筋より抜状など致、早着為致、御仲間之妨ニ相成候儀急度相慎可申候事

一 仲間掛金毎月金式分宛相掛可申候、尤各方只今迄御掛置被成候溜り金割合を以此度壹人分差出し申候、尤此段御仲間御帳面ニ御印置被成候、已来ハ毎月金子式分宛相掛可申候事

右之通此度御加入被下候付、一札差出シ申候上ハ、御仲間古法之通、急度相守可申候、万御仲間妨成義仕、不法之致方有之候ハ、仲間御除キ可被成候、其節一言之儀申間敷候、勿論掛金何程相溜り申候共、可為損失候、為後日仍而如件

年号月日

七人宛名

右之通十七屋行司にて六軒江相廻候

乍恐書附を以御願奉申上候

一 大坂表正月四日出二御状籠裏（こり）、多田屋徳右衛門方江御出被遊候而、夫より会所元江相渡申候、毎度荷物付合悪敷候節ハ、仲間申合、荷積り宜申合候御儀御座候而、其節於上方、和泉屋甚兵衛方江着仕候飛脚方江御状箱類相頼来候、則去ル十三日到着仕、甚兵衛方より右之荷物・書状共二請取、於私方仕分ケ取積仕候而御届ケ申上候処、無調法之儀出来候付、其節乍恐書付を以御断奉申上候、先右御状固御届ケ申上候而、御内見之儀奉願上、何分二も御免被成下置候様奉願上候御儀御座候

一 右御状固御内見被下候処、本多相模守様御屋敷江參候御状不足仕候由、此義御尋被遊候付、奉驚入依之右御状固到着仕候節、解キ取積仕候手代共吟味仕候へハ、折節新規之手代勝手不奉存候付、取急キ右之御状固上メ解申候由相知申候、此者も奉驚入、心仰天仕、前後不覚之仕合ニ成、右御状固早速取繕申候段、有体ニ申相知候、折節其御者私儀他參仕候而、其儀曾而不奉存候、右御状固差上可申所江罷帰、御封印損申段承知仕、別而奉驚入、先御断書を以不取敢差上候処右之仕合、何分二も御慈非之上御赦免奉願上候

一 右本多相模守様御屋敷江參候御状之儀ハ、和泉屋甚兵衛方より御届申上候、乍恐此訳之儀ハ、右申上候通甚兵衛方より私方江相届申候所、右之仕合奉驚入あわて取残り申候二付、右手代之者甚兵衛方へ馳參仕、相尋申候処、和泉屋甚兵衛方よりも毎度御加番様方へ御届申上候間、此方より本多相模守様江御断可申上様も無御座候、無調法之次第幾重二も御赦免奉願上候

右之趣最初二乍恐書付を以御断可奉申上筈之儀、前書ニ申上候通、其節私他出仕候而、委細之儀乍恐不奉存候付、御大切之御儀疎略罷成候段、奉誤（謝）可申上様無御座候、別而御状固之儀ハ御大切ニ仕、往返共相勤申御儀御座候而、御絵符等も上包仕候而、其上ニ宛所書記、飛脚取引仕候付、手代新參者心得違仕候而、右御状固解ニ掛申候由相知、奉驚入候御儀御座候、尤右相知申候上者早速委細書付を以御願奉申上度奉存候得共、何分二も奉恐入巨細申上兼、却（而）不届ニ思召可被遊段、乍恐奉存候得共、幾重ニ茂恐多、右之仕合罷成候旨奉誤候、此上ハ御慈非ニ

御座候間、御免被遊被下候ハ、難有奉存候、大勢之者共至迄渡世仕度候、何分二も此段乍憚被為聞召分、御慈非御憐愍之上、乍恐御救と被思召、御赦免被成下候ハ、難有奉存し候、以上

鳴屋

子二月二日  
御役人中様  
佐右衛門

乍恐口上書を以御願申上候

一 先達而大坂より之御状固御届申上候処、無調法之儀、佐右衛門段々御願申上（候）得共、其節佐右衛門儀ハ他參仕候而、委細之義不奉存候御儀御座候、其御私心得違ニ而、無調法仕候段幾重二も御有免被成下、佐右衛門ニ御答メ御座候而ハ、乍恐私義ハ勿論、商壳体潰レ申御儀御座候、其上大勢之出入仕候者ニ至迄、私無調法仕候付、渡世難成難義至極仕候（義ニ）御座候間、何分二も御慈非之上宜被為聞召分、幾重二も御有免被遊被下候ハ、乍恐私義別而難有奉存候、以上

鳴屋佐右衛門手代

与八

二月二日  
御役人中様

乍恐口上書を以御願申上候

一 従大坂御城内、正月四日出二永井伊賀守様 御屋敷江御状籠裏（こり）、同十三日二到着仕候処、折節私他出仕、手代之者荷物取積仕、不存寄無調法仕、当御屋敷様江之御状、和泉屋甚兵衛方より指上申候段、私方無調法可申上様無御座候、依之 永井伊賀守様御役人中様より右間違之儀御吟味被為遊候得共、何分私方無調法奉誤入、可申上様も無御座、乍恐十方ニ暮難儀仕候、何卒御慈非之上、当御屋敷様より乍恐永井伊賀守様御役人中様迄、御慈非之御意御添被為遊被下候ハ、難有奉存候、委細

永井伊賀守様御屋敷江申上置候、何分御慈非之上御憐愍被成下、御救と思召被遊、右之趣乍恐被為聞召分、御慈非之御意奉願上候、以上

子二月四日

嶋屋佐右衛門

本多相模守様

御役人中様

右之通二而久兵衛・与八兩人御願罷出候

一 二月七日、右之義付、永井様御役人様へも逢申候へ共、上方へも尋遣候付追而可参旨被仰候而帰候、久兵衛参候

一 同七日、七軒会所にて寄合在之候、山八方へ先達而之加入証文見せ申候所、存寄別紙二証文いたし来候、木六殿取次也、先達而証文之口ニ在之候八左衛門妨いたし候趣拔、扱又手引致候得意引請候事、是又除キ彼方より証文来候へ共、今一応左様ニハ成かたき旨申遣候筈ノ相談ニ成候、しかし木津屋殿心得を以内々ニ而大概了簡いたし、抜加へ被致候筈也候

一 二月十一日ニ永井様無調法之義埒明相濟、則一札致候而済候写

差上申一札之事

一 従大坂 御城内、正月四日出ニ御状籠裏一ツ、同十三日ニ到着仕候而御届申上候処、不存寄無調法之義仕候付、乍恐書付を以先達而御断申上候所、御慈悲之上御赦見(免)被遊被下、難有忝仕合奉存候、自今入念大切ニ相勤可申上候、尤御状籠(籠)裏之義延引仕候節ハ、其所之遲滞手形を以御断可申上候、為後日差上申一札仍如件

寛保四年

子二月十一日

名印

永井伊賀守様

御役人中様

右之通差出候而、本多相模守様御屋敷へも其段申上御礼罷出候

一 亥正月十四日出ニ、従前橋丹羽新助様紙包式并付御状壹々、江戸御中

屋敷江参候物、大坂津国屋へ依田より差上、大坂相尋候所、江戸之由被仰、二月二日出ニ差下し同十一日ニ下着仕、左之通断書添御届申上候

口上

一 正月十四日出、前橋丹羽新助様より御出被成候紙包式、并付御状壹々、依田与五兵衛了簡違仕、尤御書付御中屋敷と計御座候ニ付、大坂差上大坂ニ而御尋申上候所、御当地之由被仰早速下シ申候、依之日限延引仕候段無調法可申上様も無御座候、何分御用捨被下候様ニ奉願上候、以上

二月十日

酒井雅楽頭様御内

中嶋七右衛門様

一 三月三日、従 嶋長門守様、行用(司)ニ罷出候様ニ被仰付罷出候所、去年差上申候中間の掟帳式冊共書写差上候様ニ被仰付、四日ニ寄合仕、書写差上申筈ニ候

三月四日

能登屋太(三) 右衛門殿紛失物事

一 亥九月廿二日出、六右衛門上り郡内壹反入紙包壹、京都松屋清左衛門殿被遣候所、紛失致相知不申、段々御咤申候所御了簡被下故、御礼平目一枚遣申候、右郡(内)代金壹両壹分之由ニ而御座候へ共、金子御取不被成候、凡三十年之程得意衆ニ而御座候、六ヶ敷仁ニ御座候、後の人為相心得、此所ニ記置申候

三月八日ニ遣ス

覚

一 子三月三日ニ嶋長門守様江行用(司)被召、右ニ相記候通被仰付、同八日差上申候、尤道中送り状茂写差上候様ニ被仰付候  
三月八日

一 子三月十三日、住吉講中参会在之、相談ノ上、かけ金此方へ御預ケ被成由被仰、御請申帰り候、尤寄銀も相応ニ出し可申筈、兼而右之通可相心得者也

子三月十五日夕夜半時

一 靈巖嶋けいかう院屋敷松本治助様物置蔵一ヶ所焼失致、店・蔵無別条、喜右衛門・利助・清兵衛・勘六・忠兵衛・吉兵衛・角兵衛右人数欠付、両新堀・新川・茅場・坂本見舞ニ参申候、翌朝右松本様見舞、重箱かけなかしニ致、四重物倉等拵、見舞ニ喜右衛門・勘六召連参申候、尤岡田安兵衛様より手前へ手紙参候、上方へ為知候事おんひんニたのミ申様、治助殿御頼被成候由、右安兵衛様より御内意有之候、然共外々より申参候而ハ手前手ぬかり故、喜右衛門参候節御尋申候、夫故酒店・住吉講廻状ニ而一円大坂へハ為知ぬ様ニとの事、山八・手前連名状

口上

一 夜前仲間之内出火御座候へ共、物置迄ニ而、店・蔵別条無御座候間、上方へ御通達之義御無用ニ被成可被下候、尤酒問屋衆中并ニ住吉講共右同前、おんひんニ被成筈ニ御さ候間、右之段御仲間中へも御ひろう被成可被下候、右願如斯御さ候

住吉講行司

山田屋八左衛門

手まへ

右手紙ニ而披見致、吞かけ山八へ遣申候

三月廿二日、酒井様(右に「うた様」とあり)御着府故、廿三日御上屋

敷・御中屋敷共御祝義参上仕候

三月廿五日四ツ時、木津屋六左衛門殿より本書参写

左之通奥印形致遣ス

樽屋方へ之写

御尋に付乍恐書付を以申上候

一 私共仲間之儀、従古来、拾壹軒ニ而相勤罷在候所、式十箇年以前、山田屋八左衛門・大和屋平兵衛・三河屋佐次右衛門相除、残り八軒ニ而罷在候処、去ル戌二月、大坂屋茂兵衛家業御取上被為遊、当時七軒ニ而相勤罷在候

一 飛脚指出方之儀、従古来、二条・大坂 御城内御用、毎月三度宛被仰付相勤、其外銘々より毎夜飛脚差立候儀ニ御座候、早飛脚之儀、仲間七軒ニ而会所相立、御屋敷様方急御用并町方急御用等被仰付次第、毎夜差立申候御事御座候  
右之通相違無御座候、以上

本石

京屋儀兵衛  
十七屋孫兵衛  
嶋屋左右衛門

山しろ屋宗左衛門  
ふしミ屋五兵衛

延享(元)三月

いつミ屋甚兵衛  
木津屋六左衛門

樽屋御役所